

平戸市市長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市長が外部との交際上、特に必要と認める場合に要する経費（以下「交際費という。」）について適切な運営をはかるため、必要事項を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人または団体は、次のとおりとする。

- 1 平戸市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- 2 平戸市勢の伸展に功績があったもの
- 3 災害、事故等があったもの
- 4 市長が特に必要と認めたもの

(支出区分等)

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、別表第1の基準により支出できるものとする。

(基準の変更)

第4条 この基準は社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(執行状況の公開)

第5条 市長交際費の執行年月日、支出金額及び支出内容については、市のホームページにおいて公開するものとする。ただし、その内容が非公開情報(平戸市情報公開条例（平成17年10月1日平戸市条例第15号）第10条の公開してはならない情報をいう。)に該当するものであるときは、該当する部分は、公表しない。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

支出区分	内 容
会 費	各種団体等が行う研修、懇親等を目的とする会合への参加に係る経費
慶 祝	慶事及び総会、大会、式典等の各種行事への金品等の贈呈に係る経費
見舞い	病気、災害、事故等の見舞いに係る経費
激 励	優秀な成果により功績のあった団体、個人等の激励に係る経費
弔 慰	葬儀等における香典、供花、供物等に係る経費
協 賛	市費からの助成又は補助が無く、活動の趣旨から公益性が特に認められるものに係る経費
土産等	本市の公益性を高めるための協力者等へのお礼、土産などに係る経費
その他	市政運営上、市長が特に支出する必要があると認められる経費